

「中小企業金融の新たな手法に関する研究会」 最終とりまとめ（要約版）

平成 15 年 2 月

（はじめに）

中小企業に対する資金供給の大部分は、間接金融によっており、従来不動産等の物的担保に大きく依存するとともに、いわゆるミドルリスク・ミドルリターンの資金市場は十分に育っていないという実態がある。そのような状況の中で、（１）直接金融、（２）間接金融に加え、（３）直接金融と間接金融の間に位置する新たな手法等を幅広く検討し、中小企業のニーズに合致した新たな資金供給手法を追求していく必要がある。

このため、平成 14 年 5 月に中小企業庁事業環境部長の私的勉強会として、「中小企業金融の新たな手法に関する研究会」を設置し、短期・中長期の諸課題について平成 14 年 12 月まで 8 回の検討を行い議論をとりまとめた。その概要は下記のとおり。

（中小企業金融における証券化について）

今時の金融情勢の激変により従来型の金融手法では十分に円滑な資金供給が困難になっていることから、資金供給手法の多様化が重要な課題となっている。証券化の手法は、新たな資金供給の手法のひとつとして発展させていく必要性は高い。

その際、中小企業金融の円滑化の観点から、投資家、金融機関等及び中小企業との適正なリスク分担を前提としつつも、証券化手法の発展を図るため公的信用補完制度や政府系金融機関の活用を図ることが必要である。

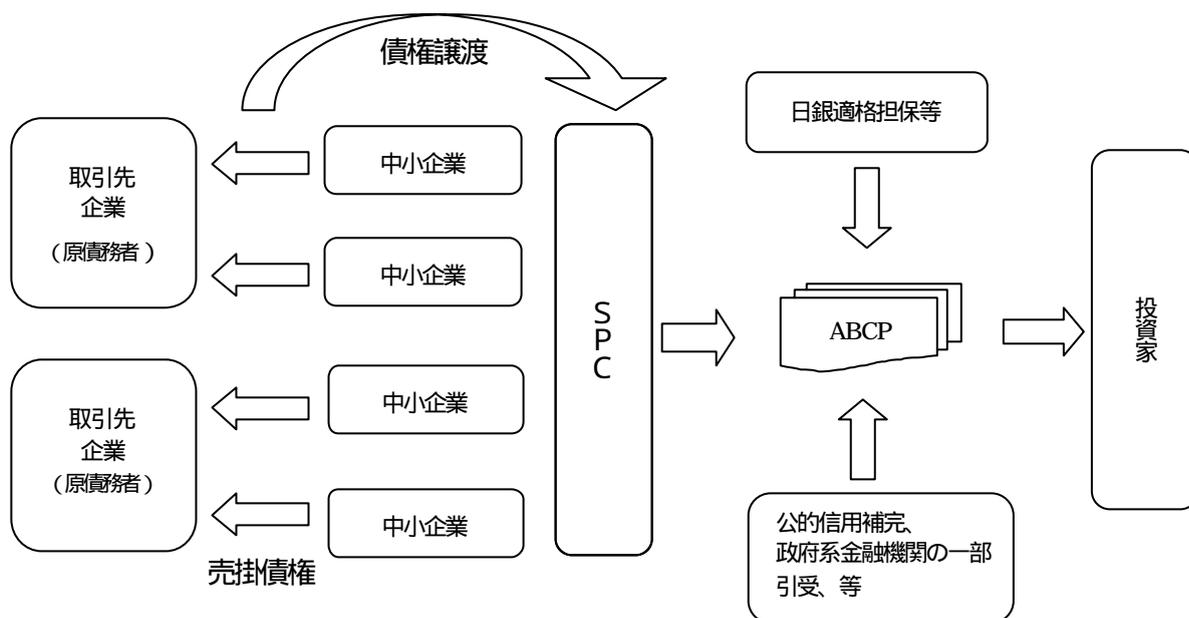
もっとも、証券化による中小企業金融手法は、先例となりうる諸外国の例も乏しく、証券化の手法も金融機関等の考え方等に応じて様々なものがあり、当面は、我が国として取るべき中小企業金融の証券化手法の具体像をさらに検討することが適切であると考えられる。このため、まずは、公的信用補完制度や政府系金融機関において、中小企業金融の証券化の支援を一つの重要課題と位置付け、金融機関等と協力して具体的な案件の組成を積極的に推進し、適切な手法の確立を図るべきである。

その際、政府としては、公的信用補完対象の拡大等、法的対応を含む制度

整備のほか、政策の費用と効果に留意しながら、民間金融機関等の創意と工夫と積極的な案件の提案に応じて公的支援策を講じることを検討していくことが重要である。

本研究会の検討を受けた試行的取組として、平成 15 年 2 月下旬、民間金融機関が中小企業の売掛債権を証券化し、商工中金が証券の一部を引き受ける形でこれを支援するスキームを実施に移した。

(例) 中小企業者が保有する売掛債権の証券化における公的支援



(海外の中小企業金融)

本研究会では、日本銀行の協力を得て、座長、中小企業庁等数名が、平成 14 年 8 月下旬から 9 月上旬の間、米国、フランス、ドイツを訪問し、中小企業金融担当官庁、政府系金融機関、公的信用保証機関、民間金融機関等の調査を行った。

中小企業施策の対象とされる範囲についての考え方は各国様々であるが、いずれの国も、経済、雇用等に占める中小企業の存在は大きい。また、中小企業向け資金供給は、情報の非対称性等から市場が完全に機能しない可能性があることから、中小企業政策の重点課題として、中小企業の資金調達に政府又は公的機関を活用した支援が行われている。

支援の方法としては、保証または融資による場合がある。いずれの訪問国においても、「保証」の場合は部分保証が前提とされ、「融資」による場合で

あっても協調融資など民間を補完する形に留まっている。そして、中小企業に対し支援するか否か、どのような期間・金利条件によって与信するか等は、民間金融機関による与信審査・判断が尊重されており、これらにより、金融機関が自らも審査を行うインセンティブが確保されている。

（中小企業信用リスク情報データベース）

中小企業信用リスク情報データベースは、中小企業の金融取引における審査コスト低減を図る情報インフラとして位置付けることができる。

中小企業庁が中心となり、信用保証協会、民間金融機関等の協力を得て整備を進めてきた中小企業信用リスク情報データベース（CRD）は、14年12月時点で、全国の中小企業者139万先の財務諸表、10万先のデフォルトデータを収集している。今後とも、データ蓄積の推進、スコアリングモデル精緻化等を進め、充実させていくことが重要である。

（信用補完制度のあり方）

信用補完制度については、やる気と能力ある中小企業の円滑な資金供給が確保されるよう、その充実に努めているところである。具体的には、昨年の臨時国会で中小企業信用保険法の改正を行い、金融機関が店舗統廃合等の経営合理化を行うことで貸出の減少に直面した中小企業者等に対する保証制度を拡充したところであり、中小企業向け貸出の約8割をカバーし、広範なセーフティネットを講じたほか、中小企業の月々の返済負担等を軽減できるよう、資金繰り円滑化借換保証制度を本年2月から開始している。

このような中で、本研究会では、制度が今後とも新たな時代の要請に的確に答えていくため、リスクに応じた保証料率について、部分保証制度のあり方、信用補完制度の対象外であるノンバンクの現状についての検討を行った。

リスクに応じた保証料率については、CRDを活用し、実務の見地を踏まえ、中小企業や金融機関に与える影響にも配慮すべきである。

部分保証制度のあり方については、諸外国の現状を踏まえ、中長期的には、我が国でも導入の検討を進めていく必要がある。但し、部分保証によっても民間金融機関からの十分な中小企業向け融資が確保されるような状況になるまでは、その導入は現実的ではない。

ノンバンクは、中小企業金融に一定の役割を担っているものの、実態は十分に把握されていない。これらを信用補完制度の対象とすることについては、諸外国のノンバンクをめぐる制度全体や我が国ノンバンクの実態を十分に把握して議論をさらに深めるべきである。

(政府系金融機関のあり方)

現在、政策金融は、現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際して、円滑は資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について万全を期すべく、セーフティネット貸付、DIPファイナンスの充実等に努めているところである。

また、政策金融は、環境・安全等、公益性が高い分野、災害、金融機関の破綻、急激な景気変動等への対応、創業・ベンチャー、経営革新等のリスク評価が困難な分野、証券化、中小企業の事業再生支援等の金融フロントティアへの先駆的取組や地域金融機関のコンサルティング、などの分野で対応が期待される。政策金融においては、それに伴う費用と便益を評価し、対応すべき分野とその手段を不断に見直していくことが必要である。

中小企業金融の新たな手法に関する研究会 委員等名簿

(敬称略)

学識経験者

- ・村本 孜(座長) 成城大学大学院経済学研究科長
- ・吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授
- ・根本 忠宣 中央大学商学部助教授

中小企業団体

- ・土橋 和則 日本商工会議所中小企業振興部長
- ・海老原 正 全国商工会連合会指導部長
- ・橋本 一美 全国中小企業団体中央会企画部長

金融機関等

- ・中曾 宏 日本銀行金融市場局参事役
- ・小林 博司 三井住友銀行投資銀行営業部副部長
- ・奈良 義人 全国信用金庫協会企画部次長
- ・小澤 涉 商工組合中央金庫組織金融部副部長
- ・佐藤 良治 日立クレジット証券(株)取締役社長
- ・小笠原 康起 (株)UFJ ビジネスファイナンス常務取締役
- ・酒井 満 (株)損保ジャパン 財務サービス部保証信用グループ課長
- ・多胡 秀人 デロイト・トーマツ 戦略グループパートナー
- ・引馬 滋 CRD 運営協議会代表理事

(以上15名)

オブザーバー

- ・中小企業金融公庫
- ・国民生活金融公庫
- ・全国信用保証協会連合会
- ・中小企業総合事業団(信用保険部門)
- ・東京中小企業投資育成株式会社